

青森県報

第四千四百三十三号

平成三十年
四月四日
(水曜日)

目次

告 示

○保安林の指定予定……………(林政課) ……一
○右 同……………(同) ……一

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(三八地域民局) ……二
○右 同……………(同) ……二
○右 同……………(上北地域民局) ……二

公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(初心者)……………(保安課) ……三
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(経験者)……………(同) ……三

告 示

青森県告示第三百一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字二庄内字赤田一〇の五・一〇の二一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字上十川字長谷沢二番囲七九の一六六

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社高橋電気工事
- 二 代表者の氏名 高橋規
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字尻内町字家口田八の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二五)第三〇〇一六二号
- 五 取消年月日 平成三十年三月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 八戸燃料株式会社
- 二 代表者の氏名 小井田和哉
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市城下二丁目一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―二四)第三〇〇二三一号
- 五 取消年月日 平成三十年三月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成三十年三月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社KOWA
- 二 代表者の氏名 工藤和子
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東十一番町一四の八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第五〇〇五八八号
- 五 取消年月日 平成三十年三月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成三十年四月四日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習会の日時及び場所

開 催 年 月 日	講 習 日 時	開 催 場 所
平成三十年 六月三日	午前九時から午後 五時まで	青森市大字荒川字藤戸一九の七 青森県総合社会教育センター
七月十三日	〃	八戸市城下一丁目一六の二五 八戸警察署
八月九日	〃	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第三十七号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成三十年四月四日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習会の日時及び場所

開 催 年 月 日	講 習 日 時	開 催 場 所
平成三十年 四月二十七日	午後一時から午後 四時まで	八戸市城下一丁目一六の二五 八戸警察署
五月八日	〃	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署

三月五日	二月十四日	平成三十一年 一月十七日	十二月六日	十一月十七日	十月二十五日	十月十四日	九月二十九日	九月六日	八月二十二日	七月二十五日	七月十二日	七月一日	六月二十六日	六月十二日	五月二十五日	五月十七日
〃	〃	〃	午後一時から午後 四時まで	午前九時から正午 まで	午後一時から午後 四時まで	〃	午前九時から正午 まで	〃	〃	〃	午後一時から午後 四時まで	午前九時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署	青森県総合社会教育センター 青森市大字荒川字藤戸一八九の七	上北郡野辺地町字新町裏一 野辺地警察署	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター	上北郡七戸町字大沢五七の四九 七戸警察署	三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二 南部町立南部公民館	八戸市大字売市字興遊下三 八戸市スポーツ研修センター	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七 鰺ヶ沢警察署	三戸郡五戸町大字豊間内字地藏平一の四 〇七 五戸町ひばり野スポーツ交流センター	五所川原警察署	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署	青森県総合社会教育センター 青森市大字荒川字藤戸一八九の七	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署	むつ市中央一丁目一九の一 むつ警察署	三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二 南部町立南部公民館	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

（発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭